

町民税・県民税申告

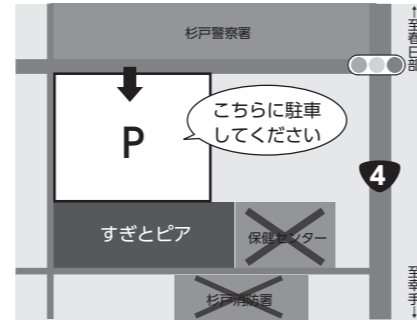
町民税・県民税申告会場のご案内

申告会場 **すぎとピア** 多目的ホール

受付時間 **9時～15時**

番号札配布時間 8時30分～15時

- ※番号札の配布は、混雑状況により15時よりも前に終了する場合があります。
- ※施設の安全上、番号札の配布時間前の来場はご遠慮ください。
- ※指定された期間（対象地区）に都合が合わない方は、申告期間中であれば随時会場にて受付します。その場合の電話連絡は不要です。
- ※期間中、税務課窓口での申告受付は行っていません。
- ※2月18日(日)は混雑が予想されますので、ご了承ください。



すぎとピア会場駐車場のご案内

お車での来場の際は、すぎとピア裏手にあります駐車場をご利用ください。(保健センター、杉戸消防署の駐車場は利用できません。)

申告期間▼

2/16(金) ~ 3/15(金)

自宅でらくらく 郵送申告のご案内

町民税・県民税の申告書を自宅で記入し郵送すれば、会場でお待ちになることなく申告ができます。
申告会場混雑緩和のため、郵送による申告にご協力ください。

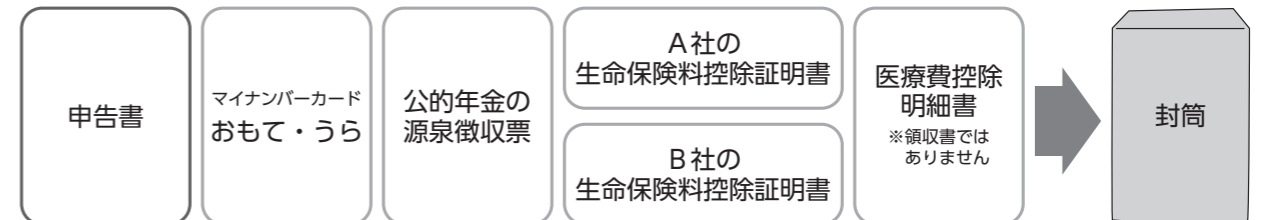
郵送による申告の流れ

- 1. 申告書を記入する**
 - 住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバーは忘れずに記入してください。
 - お手元に申告書がない方は、杉戸町ホームページまたは税務課窓口で取得してください。
 - 前年、町民税・県民税申告書を提出された方には申告書を送付しています。
- 2. 必要資料を同封する**

申告書に同封する資料については、左ページの「申告に必要なもの①～⑩」をご覧ください、コピーを同封してください。

 - ※②～⑤については、原本を同封していただいても結構ですが、お送りいただいた資料については返却しません。
 - ※④～⑨については、資料の同封がないと控除が受けられませんのでご注意ください。
 - ※⑩については、領収書では控除が受けられません。必ず「明細書」を作成し同封してください。

例：公的年金（1か所）を受給していて、生命保険料控除（A社・B社で2か所）と医療費控除を受ける方



3. ポストへ投函

ご希望の方は、ご自身でコピーした申告書と住所を記入して切手を貼った返信用封筒を同封いただければ、受領印を押した上で返送します。返送には1か月程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

《送付先》
〒345-8502 杉戸町清地2-9-29
杉戸町役場 税務課町民税担当 宛

収入がない方も申告をお忘れなく

令和5年1月1日～12月31日の間に収入がなかった方も、行政サービスを正しく受けるためには申告が必要です。忘れずに申告をしてください。

申告書の裏面右下にある「16 前年（令和5年）中所得のなかった人の記入欄」を記入してください。

町民税・県民税申告受付日程表

日程	対象地域	申告会場
2月 16 金	西地区	すぎとピア 多目的ホール
18 日	平日に来られない方	
19 月	西地区	
20 火		
21 水		
22 木		
26 月		
27 火	中央地区	
28 水		
29 木		
3月 1 金		
4 月		
5 火		
6 水		
7 木		
8 金		
11 月		
12 火		
13 水		
14 木		
15 金		

申告に必要なもの

- ①「マイナンバーカード（番号確認と身元確認）」または、「通知カードまたは個人番号記載の住民票（番号確認）+ 運転免許証、健康保険証など（身元確認）」
- ②給与所得者、公的年金所得者は「源泉徴収票」
- ③事業所得者、不動産所得者は「収支内訳書」など（記入済みのもの）
- ④社会保険の「領収書」（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入の方は「所得申告参考資料」、国民年金等に加入の方は「社会保険料控除証明書」など）
- ⑤生命保険料や地震保険料の「控除証明書」
- ⑥障がい者の方は「障害者手帳」または「障害者控除対象者認定書（P10参照）」など
- ⑦学生は「学生証」
- ⑧医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」
- ⑨その他、「控除関係書類」
- ⑩申告者本人名義の口座番号のわかるもの（所得税還付の場合）

地区について

◇西地区	◇中央地区	◇東・南・泉地区
大字下高野、下野、茨島、大島、高野台東1～2丁目、高野台南1～5丁目、高野台西1～6丁目	大字杉戸、杉戸1～7丁目、内田1～4丁目、大字清地、清地1～6丁目、大字倉松、倉松1～5丁目、大字本島	大字遠野、広戸沼、佐左工門、並塚、才羽、深輪、屏風、椿、大塚、北蓮沼、堤根、本郷、木津内、宮前、目沼、鷺巣、木野川

所得税の確定申告について

町民税・県民税申告会場では、簡易な所得税の申告も受付しています。ただし、右記の内容の申告は受付できません。直接、春日部税務署へ確定申告してください。

- ◆確定申告書の（控）に収受印が必要な方
- ◆土地・建物・株式等売った場合の譲渡所得などの分離課税となる申告
- ◆青色申告 ◆損失申告 ◆令和4年分以前の申告
- ◆雑損控除 ◆住宅借入金等特別税額控除（初年度）
- ◆外国税額控除 ◆死亡した方の準確定申告 など

「所得税の確定申告」と「町民税・県民税の申告」の違い

毎年1月1日から12月31日までの1年間すべての収入を、翌年の3月15日までに申告することはどちらも同じです。
所得税の確定申告書を提出した場合は、原則として町民税・県民税（個人住民税）の申告書を提出したとみなされます。

	所得税の確定申告	町民税・住民税の申告
申告を基に計算される税目等	所得税を確定し、源泉徴収や予定納税で納めた所得税を精算する。 国税	申告内容が町民税（個人住民税）の課税資料となる。税額決定後、納税通知書が交付される。 地方税
申告先	申告時の住所地を所管する税務署	令和6年1月1日の住所地である市区町村